

大分県学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県学校給食会（以下「本会」という。）の定款第15条及び29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれた者をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 通勤手当とは、常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等及び通勤手当とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 3 役員及び評議員には退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表1常勤役員の報酬月額に定める額とする。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、別表2非常勤役員の報酬に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬の額は、別表3評議員の報酬に定める額とする。
- 4 常勤役員に対する役員賞与の額は、別表4常勤役員賞与により算定し、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月職員の給与の支給日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金及び積立金等を控除して支給することができる。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤実態に応じて通勤手当を支給することができる。

- 2 通勤手当の月額は、職員の給与に関する規則に規定する額に相当する額とする。

(費用)

第8条 本会は、役員及び評議員が職務遂行に当たり負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 職務遂行に当たり、前払いを要する費用は、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。また、これを変更したときも、同様とする。

(改廃)

第10条 この規程は、評議員会の決議によって改正又は廃止することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

理事長 250,000円

常務理事 200,000円

別表2 非常勤役員の報酬

理事会の出席の都度、報酬として1人一律 10,000円

別表3 評議員の報酬

評議員会の出席の都度、報酬として1人一律 10,000円

別表4 常勤役員賞与

基準時在職の常勤役員の報酬月額×係数（職員給与規程に定める月数）